

山梨県地域防災計画

平成28年3月

山梨県防災会議

防災の心得

(人命の保護を第一に考えましょう)

☆大地震

- 1 まずわが身の安全を図ること。
- 2 正しい情報をつかみ, 余震を恐れないこと。
- 3 すばやく火の始末をすること。
- 4 火が出たらまず消火すること。
- 5 あわてて戸外に飛び出さないこと。
- 6 狭い路地, へいぎわ, がけや川べりに近寄らないこと。
- 7 山崩れ, がけ崩れ, 浸水に注意すること。
- 8 避難は徒歩で持物は最小限にとどめること。
- 9 協力しあって応急救護にあたること。
- 10 秩序を守り, 衛生に注意すること。

☆台風

- 1 ラジオ・テレビ等の気象情報に注意すること。
- 2 窓・屋根・雨樋など家屋の補強を行うこと。
- 3 排水溝等の清掃を行い, 流れをよくすること。
- 4 停電に備えて, 懐中電灯・ラジオ等を用意すること。
- 5 たれ下がった電線には近寄らないこと。

☆豪雨

- 1 大雨, 洪水注意報・警報などの気象情報に注意すること。
- 2 局地的な大雨に特に注意すること。
- 3 河川の増水に注意し, 早目に避難すること。
- 4 山津波, 山くずれ, がけくずれを警戒すること。

☆避難

- 1 日頃から避難場所と安全な道順を良くおぼえておくこと。
- 2 避難の勧告, 指示があったら何時でも避難できるように準備しておくこと。
- 3 女子, 子供, 老人, 病弱者は早目に避難させること。
- 4 避難命令がでたら, まず火を始末し戸締りを安全にすること。
- 5 単独行動はさけ, 家族又は隣り近所そろって避難すること。
- 6 警察官, 避難誘導員の指示に従って行動すること。

☆家庭用防災器具

照 明 器 具	ヒモをつけた懐中電灯, ローソク, マッチ, ライター等
大 工 道 具	金ヅチ, ノコギリ, ロープ, 針金, ナイフ, ペンチ, クギ, 補強用資材等
食 糧 等	飲み水, 水筒, パン類, 缶詰等
炊 事 道 具	食器, コンロ等
応 急 医 薬 品	脱脂綿, 包帯, バンソウ膏, 頭痛・胃腸薬等
容 器 類	風呂敷, リュック, ビニール袋等
情 報 手 段	ラジオ, 地図, 鉛筆等
そ の 他	ヘルメット, ズキン, 座布団, 貴重品類, 乾電池, 雨ガッパ等

山梨県地域防災計画

第1編 総則

第1章 計画の目的と編成

第1節 地域防災計画の概要	1
第2章 防災計画の性格	2
第3章 防災の基本理念及び概要	3
1 災害予防	4
2 災害応急対策	4
3 災害復旧・復興	5
4 国、県、市町村等との連携	5

第2編 一般災害編

第1章 地域防災計画・一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災関係機関の役割	6
2 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第1 県	6
第2 市町村	7
第3 指定地方行政機関	7
第4 自衛隊	11
第5 指定公共機関	11
第6 指定地方公共機関	13
第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	13
第8 その他の公共的団体	14
第2節 山梨県の概況	
1 県土の自然的条件	14
2 本県の社会的条件	15
3 本県の災害の歴史	16

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実	
1 県の防災組織	22
2 市町村の防災組織	23
3 防災関係機関の防災組織	23
4 自主防災組織	23

第2節	防災知識の普及・教育及び防災訓練	
1	防災知識の普及・教育	24
2	防災訓練の実施	26
3	防災訓練における通行禁止等	27
第3節	防災施設及び防災資機材の整備、拡充	
1	防災施設の整備	27
2	防災資機材の整備	28
第4節	消防予防計画	
1	消防力の充実強化	29
2	火災予防対策の指導強化	30
3	林野火災予防対策	31
第5節	風水害等予防対策	
1	山地の災害予防	32
2	河川対策	32
3	砂防対策	34
4	急傾斜地等危険地災害予防対策	34
5	土砂災害警戒区域等における対策	35
6	農地災害予防対策	36
7	農作物災害予防対策	37
第6節	雪害対策	
1	雪害予防体制の整備	38
2	雪害安全対策	38
3	ライフライン関係	39
4	集落雪崩防止対策	39
5	避難行動要支援者の安全確保	39
6	広報活動	39
7	農業関係雪害予防対策	39
第7節	建築物災害予防対策	
1	不燃建築物の建設促進対策	40
2	都市再開発計画	40
3	公共施設災害予防計画	40
第8節	文化財災害予防対策	
1	保護の対象	41
2	文化財保護対策	42
3	文化財の防災施設	42
第9節	原子力災害予防対策	42
1	本県に隣接する原子力事業所	43
2	情報の収集及び連絡体制の整備	43
3	モニタリング体制等の整備	43
4	原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発	44
5	防災業務職員に対する研修	44
第10節	特殊災害予防対策	
1	火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策	44
2	ガス事業施設の災害予防対策	45
第11節	情報通信システムの整備	45
1	県防災行政無線システムの整備	46
2	防災情報システムの整備	46

3	震度情報ネットワークシステムの整備	46
4	消防防災ヘリコプター・テレビ電送システムの整備	46
5	市町村防災行政無線システムの整備	46
6	緊急防災ネットワークの整備	46
7	総合河川情報システムの整備	46
8	土砂災害警戒情報システムの整備	46
9	放送局用電送システムの整備	47
10	非常通信体制の整備	47
11	災害情報収集公開システムの整備	47
12	災害情報メール配信システムの活用	47
第12節	要配慮者対策の推進	
1	高齢者・障害者等の要配慮者対策	51
2	外国人及び観光客対策	52
第13節	防災拠点整備基本構想	52
第14節	災害ボランティア支援体制の整備	53

第3章 災害応急対策

第1節	応急活動体制	
1	県災害対策本部	54
2	県職員の配備態勢	57
3	消防防災ヘリコプター	58
4	広域応援体制	59
5	広域一時滞在	73
6	自衛隊災害派遣要請の概要	76
7	広域応援体制に必要となる防災活動拠点	87
第2節	災害関係情報等の受伝達	
1	予報及び特別警報・警報・注意報等の受理、伝達	88
2	異常現象発見時の通報、伝達	101
3	被害情報の収集伝達	101
4	災害広報	103
第3節	通信の確保	
1	通信手段の確保	105
2	防災行政無線移動系システムの運用	106
3	通信の運用と統制	106
4	気象情報の配信について	107
5	アマチュア無線の活用	107
6	インターネットシステムの活用	107
第4節	水防対策	
1	水防責任	118
2	県の水防組織	119
3	監視警戒及び重要水防区域	119
4	資機材の整備及び輸送	119
5	通信連絡	120
6	国土交通大臣と気象庁長官とが共同して行う洪水予報とその措置	124
7	山梨県知事と気象庁長官とが共同して行う洪水予報とその措置	127
8	国土交通大臣の行う水防警報	130

9	山梨県知事が行う水防警報	136
10	国土交通大臣の行う水位情報の通知及び周知	139
11	山梨県知事の行う水位情報の通知及び周知	140
第5節	雪害対策	
1	道路交通における雪氷対策	142
2	住民組織との連携、情報連絡等	143
3	広報活動	143
4	消防防災ヘリコプター等の活用	143
第6節	消防対策	
1	市町村相互の連絡指導及び応援部隊への対応	143
2	災害防ぎょ措置	144
3	林野火災の応急対策	146
第7節	原子力災害応急対策	146
1	情報の収集及び連絡体制の確立	147
2	活動体制の確立	147
3	モニタリング活動	147
4	市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ	148
5	屋内退避、避難誘導等の防護活動	148
6	飲料水・飲食物の摂取制限	149
7	医療活動	149
8	住民等への的確な情報伝達活動	150
9	風評被害等の影響への対策	150
第8節	緊急輸送対策	
1	輸送対策	150
第9節	交通対策	
1	交通規制	151
2	緊急輸送路等の確保	152
3	運転者の執るべき措置	153
4	緊急通行車両の確認	153
5	交通検問	156
6	交通情報及び広報活動	156
7	災害出動車両の有料道路の取り扱い	156
第10節	災害救助法による救助	
1	目的	158
2	災害救助法の適用基準	158
3	災害救助法の適用手続き	159
4	災害救助法の実施機関	159
5	災害救助法による救助	159
第11節	避難、救援対策	
1	避難対策	162
2	帰宅困難者等対策	166
3	医療対策	166
4	防疫対策	180
5	食糧供給対策	181
6	生活必需物資等救援対策	181
7	飲料水確保対策	182
8	応急教育対策	183

9	遺体の処理及び埋葬対策	183
10	廃棄物処理対策	184
11	J R 運賃割引の適用	185
12	被災動物等救護対策	185
第12節 生活関連事業等の応急対策		
1	電力事業施設応急対策	185
2	電気通信事業施設応急対策	186
3	一般ガス事業施設応急保安対策	187
4	簡易ガス施設応急保安対策	188
5	液化石油ガス応急保安対策	189
6	危険物等応急保安対策	189
7	日本郵政グループの災害時特別取扱内容	190
第13節 警察警備計画		
1	警備方針	190
2	災害に備えての措置	191
3	警備体制	191
4	災害警戒本部等の設置	191
5	災害復旧・復興	191
第14節 民生安定事業		
1	被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）	191
2	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度	193
3	中小企業金融対策	193
4	山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度	194
5	農業災害関係金融対策	194
6	災害援護資金等貸与計画	196
7	義援金品募集配分計画	196
8	労働力確保対策	197
9	罹災証明書の交付等	197
10	被災者台帳の作成	197
11	各種行政サービスの実施体制の整備	197
第15節 防災ボランティア支援対策		
1	防災ボランティアの受け入れ	198
2	防災ボランティアの促進	198
第4章 災害復旧対策		
		199

第3編 地震編

第1章 地域防災計画・地震編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1	県	200
第2	市町村	201
第3	指定地方行政機関	201
第4	自衛隊	203
第5	指定公共機関	203
第6	指定地方公共機関	204

第7	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	205
第8	その他の公共的団体	205
第2節	山梨県の地盤の特質と過去の地震災害	
1	地形の特徴	206
2	地盤の区分	206
3	地すべり地帯の特徴	206
4	本県の災害の歴史	206
第3節	地震被害の想定	
1	基本的考え方	208
2	想定する地震	208
3	想定条件等	208
4	想定結果	209
5	本計画における目標	216
第4節	東海地震の被害想定	
1	想定条件等	216
2	想定結果	217
3	災害シナリオの想定	224
4	地震防災対策の課題と提言	225
第5節	南海トラフ地震及び首都直下地震対策	228

第2章 災害予防計画(平常時の対策)

第1節	地震に強い県土づくりの推進	
1	事業計画	229
2	道路施設等の対策	230
3	河川・砂防の対策	231
4	ため池等の対策	231
5	土砂災害危険箇所対策	231
6	液状化災害対策	232
7	市街地の対策	232
第2節	大震火災対策の推進	
1	出火予防対策の推進	233
2	延焼予防対策の推進	234
第3節	生活関連施設安全対策の推進	
1	水道施設安全対策の推進	235
2	下水道施設安全対策の推進	236
3	電気施設安全対策の推進	236
4	都市ガス安全対策の推進	236
5	簡易ガス安全対策の推進	237
6	液化石油ガス安全対策の推進	237
7	通信施設安全対策の推進	237
8	鉄道施設安全対策の推進	238
第4節	都市型災害の防止、軽減対策の推進	
1	建築物の耐震計画	239
2	落下・倒壊危険物対策	239
3	既存建築物防災対策	240
4	租税特別措置法に基づく特別償却制度の活用	240

5	公共施設等災害予防対策	241
6	危険物施設等災害予防対策	242
7	地震保険の活用	242
第5節	防災施設及び防災資機材の整備、拡充	
1	県立防災安全センター及び各地方連絡本部等の拡充	242
2	防災資機材の整備	243
3	緊急地震速報通信設備の整備	243
第6節	広域応援体制の確立	
1	県	243
2	市町村	244
3	県と自衛隊との連携体制	244
4	その他	244
第7節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	
1	防災知識の普及・教育	244
2	自主防災組織活動の推進	246
第8節	災害ボランティア活動環境の整備	
1	県	247
2	山梨県社会福祉協議会	247
3	山梨県共同募金会	247
4	日本赤十字社山梨県支部	247
5	山梨県障害者福祉協会	247
6	山梨県ボランティア協会	247
第9節	防災訓練の実施	
1	総合防災訓練(東海地震)の実施	249
2	山梨県地震防災訓練(東海地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施	249
3	山静神合同防災訓練	250
4	個別防災訓練	250
5	非常通信訓練	250
第10節	要配慮者対策の推進	
1	社会福祉施設対策の推進	250
2	高齢者・障害者等の要配慮者対策	251
3	外国人及び観光客対策	252
4	乳幼児、児童、生徒保護対策	252
第11節	調査研究の推進	
1	被害想定等調査結果	253
2	今後の課題	254

第3章 地震災害応急対策

第1節	応急、活動体制	
1	県本部	255
2	消防防災ヘリコプター	257
第2節	地震災害情報の収集伝達	
1	異常現象発見時の通報、伝達	260
2	地震に関する情報等の伝達	260
3	被害情報の収集伝達	263
4	勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制	264

第3節	広域応援体制	
1	知事の応援要請	265
2	市町村長の応援要請	266
3	消防の応援要請	266
4	自衛隊に対する災害派遣要請	266
5	応援要請の方法等	267
6	広域一時滞在	267
第4節	通信の確保	
1	通信手段の確保	267
2	防災行政無線移動系システムの運用	268
3	通信の運用と統制	268
4	気象情報の配信について	268
5	アマチュア無線の活用	268
6	インターネットシステムの運用	268
第5節	避難活動	
1	避難の勧告又は指示	269
2	警戒区域の設定	269
3	避難の勧告、指示の内容	269
4	避難措置の周知	269
5	避難誘導の実施	270
6	避難所	270
7	要配慮者への配慮	271
8	帰宅困難者等の保護	271
9	孤立集落への対応	271
10	市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ	271
第6節	緊急輸送対策	
1	緊急輸送の対象	271
2	緊急輸送の方針	272
3	輸送（物資等の運送）の要請等	272
4	緊急輸送道路	272
5	緊急輸送の確保	272
6	緊急輸送車両等の確保	274
7	緊急輸送車両の確認	278
第7節	生活関係施設の応急対策	
1	建築物応急対策	279
2	応急仮設住宅建設	279
3	民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給	280
4	上水道施設応急対策	282
5	下水道施設応急対策	283
6	電気施設応急対策	283
7	都市ガス施設及び簡易ガス施設応急対策	284
8	液化石油ガス施設応急対策	284
9	電気通信施設応急対策	284
10	鉄道施設応急対策	284
11	宅地対策	285

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的	
1	東海地震に関連する情報の種類	287
第2節	東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策体制及び活動	
1	県	288
2	市町村	290
3	防災関係機関等	291
第3節	情報の内容と伝達	
1	東海地震に関連する情報等の伝達	292
2	応急対策実施状況等の収集伝達	294
第4節	広報活動	
1	県の広報活動	296
2	県警察の広報活動	296
3	市町村の広報活動	296
4	防災関係機関の広報活動	297
第5節	避難活動	
1	避難勧告又は指示の基準等	297
2	県が行う避難活動	297
3	市町村が行う避難活動	298
4	避難場所における避難生活の確保	298
第6節	県民生活防災応急活動	
1	食糧及び生活必需品の調達	298
2	飲料水の確保、給水活動	299
3	医療活動	299
4	清掃、防疫等保健衛生活動	300
5	幼児、児童、生徒の保護活動	300
6	自主防災活動	301
第7節	防災関係機関の講ずる措置	
1	電力(東京電力パワーグリッド)	302
2	通信(NTT、NTTドコモ)	303
3	ガス(ガス供給機関)	303
4	金融機関	303
5	鉄道(JR及び富士急行)	304
6	バス(山梨交通、富士急行)	305
7	病院、診療所	306
8	百貨店・スーパー等	306
9	県(市町村)社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会	307
第8節	交通対策	
1	交通規制等	307
2	運転者のとるべき措置	308
3	道路啓開	308
4	交通検問	308
5	交通情報及び広報活動	308
第9節	事業所等対策計画	
1	東海地震注意情報が発表された場合	309

2	東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合	309
---	--------------------------	-----

第4編 火山編

第1章 総論

第1節	地域防災計画・火山編の概要	310
第2節	活火山としての富士山	310
第3節	富士山との共生	310
第4節	富士山の現況等	
1	富士山の概要	310
2	富士山の活動史	310
3	富士山における噴火の特徴	312
第5節	想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性	
1	想定火口範囲	312
2	想定される火山現象とその危険性	312
第6節	噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	
1	噴火警報・火山情報等の種類	314
第7節	避難計画	
1	噴火の概略シナリオ	318
2	対象とする火山現象、影響想定範囲及び避難対象エリア	319
3	段階的な避難	323
4	広域避難に係る基本事項	324

第2章 災害予防計画

第1節	火山防災対策の検討体制の整備	326
第2節	関係機関との連携体制の整備	326
第3節	避難活動体制の整備	
1	避難に関する体制の整備	326
2	市町村避難計画の策定	326
3	避難場所及び避難所の整備	327
4	避難経路の設定	327
第4節	災害に強いまちづくり	
1	安全な土地利用	327
2	公共施設等の安全性確保	327
3	砂防・治山施設の整備	327
4	情報発信拠点等の整備	328
5	ライフライン施設等の安全性確保	328
第5節	防災関連施設・地域防災力等の把握	328
第6節	情報伝達体制の整備	
1	異常現象発見時の通報体制	328
2	協議会内の情報伝達体制	329
3	避難に係る情報伝達体制	330
第7節	火山観測・監視体制の整備	330

第8節	火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育	
1	住民等に対する普及・啓発・教育	330
2	防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育	331
3	観光客・観光事業者に対する普及・啓発	331
4	教職員等への普及活動	331
5	児童・生徒等への防災教育	331
6	自動車運転者等に対する防災教育	331
7	防災上重要な施設の管理者等に対する教育	331
8	普及・教育内容	331
9	調査研究活動の推進・普及・啓発	332
第9節	防災訓練	
1	県及び富士山周辺市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	332
2	県民	332
第10節	火山専門家との協力体制の整備	
1	火山専門家との協力関係の構築	332
2	火山専門家との連絡・参集体制	332
第11節	自主防災活動	333
第12節	各施設等の防災対応力の向上	
1	要配慮者利用施設の防災対策の推進	333
2	宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進	333
第13節	家畜避難及び逃走防止の措置	333
第14節	緊急輸送体制の整備	334
第15節	道路啓開体制の整備	334
第16節	医療救護体制の整備	334
第17節	食料及び生活必需品の調達	
1	基本方針	334
2	県	334
3	富士山周辺市町村	334
第18節	飲料水の確保、給水活動	
1	県	335
2	富士山周辺市町村	335
第19節	防災ボランティア支援体制の整備	335
第20節	要配慮者支援体制の整備	
1	要配慮者支援体制	335
2	要配慮者の把握	335
3	人材確保	335

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	
1	基本方針	336
2	協議会の体制	336
3	国の体制	336
4	県の体制	337
5	現地警戒（対策）本部等との連携	338
第2節	県職員の配備体制	338
第3節	廃止基準	339

第4節	情報の伝達・収集・広報	
1	噴火警報・火山情報等の伝達	339
2	入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達	340
3	避難に関する情報伝達	341
4	安否情報	341
5	被害情報等の収集・伝達	341
6	問い合わせ対応	341
第5節	避難行動	
1	基本方針	341
2	避難勧告又は指示等	341
3	避難勧告又は指示等の内容	342
4	警戒区域の設定	342
5	住民等の避難準備・避難行動	343
6	住民等が実施する自衛措置	343
7	避難所の開設・運営	343
8	広域一時滞在	344
第6節	避難区域・警戒区域の見直し	344
第7節	一時帰宅の実施	344
第8節	家畜避難及び逃走防止	344
第9節	交通応急対策	344
1	基本方針	345
2	交通規制の実施	345
3	交通規制の標示	345
第10節	民心・社会秩序安定のための活動	345
第11節	降灰対策	346
第12節	被害拡大防止対策	
1	県・富士山周辺市町村・防災関係機関	346
2	降灰があった地域の住民及び事業者	346
第13節	災害救助法による支援	346
第14節	住宅供給の実施	
1	応急的な住宅確保	347
2	応急仮設住宅建設用地の確保	347
第15節	残留者・行方不明者等の捜索	347
第16節	災害ボランティア支援対策	
1	災害ボランティアの受け入れ	347
2	災害ボランティアの活動の推進	347
第17節	要配慮者支援対策	
1	要配慮者への配慮	347
2	要配慮者向けの情報提供	348
3	帰宅困難者等の保護	348

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節	継続災害	
1	県	349
2	市町村	349
第2節	風評被害発生時の防止対策	349
第3節	弔慰金・生活再建資金等の供給	349

第4節	恒久住宅等の供給・再建	349
第5節	義援金品募集配分計画	
1	実施団体	349
2	募集及び配分	349
3	募集及び配分結果の公表	350
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	350
第7節	職業安定	350
第8節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	350
第9節	火山資源の活用	350
第10節	各種行政サービスの実施体制の整備	350